

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>本事業は、木曽川中流域観光振興協議会の方向性のひとつ「木曽川ならではの川下りの復活と、木曽川兩岸の景観と集客につながる拠点の整備」の具体的な議論を進めるため、木曽川を活かしたにぎわい拠点整備や、木曽川沿いへの花木植栽等の環境整備による、人が集まる景観づくりの可能性についての基礎調査を実施するものである。また併せて、これらの調査をもとに、中流域における「人が集まる仕組みづくり」と「稼ぐ観光地域づくり」に向けた中長期的な提言を行うものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本契約の相手方には、施設や景観整備に向けた調査、及びその結果に基づく観光振興に関する提言を行う能力を有する者に委託する必要がある。</p> <p>よって、本業務の効率的かつ効果的な実施のためには、単なる価格競争ではなく、専門的知識や経験を有する者のアイデアを募り、事業実施能力などを総合的に判断する必要がある。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>企画提案書の公募（令和7年9月18日～10月20日）を行い、参加申込のあった1者について、プロポーザル評価会議（令和7年10月23日）を開催。評価会議の構成員による企画提案書の評価により、最優秀提案者の選定を行った。</p> <p>構成員3名による採点の結果、評価基準点（業務の実施計画及び実施体制に関する評価）の合計値の6割である選定基準点を満たした、株式会社イビソクを最優秀提案者として選定した。</p>